

次 第

◇令和6年10月31日（木）  
午後1時30分～

◇鶴岡市上下水道部庁舎 2階 大会議室

（委嘱状交付）

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

資料2-1

4 事務局紹介

5 会長・副会長の選出

資料2-2

6 上下水道部の組織及び上下水道事業の現状について

資料3-1 ～ 資料3-4

7 報告・協議

（1）令和5年度上下水道事業決算について

資料4-1

（2）庄内広域水道事業統合について

資料4-2

（3）経営効率化の取り組みについて

資料4-3

8 その他

9 閉 会

（予定：3時15分）

※水道資料館見学または給水車による給水体験（デモ）

（予定：3時20分～3時40分）

## 鶴岡市上下水道事業経営審議会委員名簿

【令和6年10月1日～令和8年9月30日】

|    | 氏名                         | 区分 | 所属団体 役職等                      |
|----|----------------------------|----|-------------------------------|
| 1  | 平 智 <sup>たいら さとし</sup>     | 1  | 山形大学名誉教授                      |
| 2  | 三木 潤一 <sup>みき じゅんいち</sup>  | 1  | 東北公益文科大学<br>公益学部長             |
| 3  | 斎藤 菜摘 <sup>さいとう なつみ</sup>  | 1  | 鶴岡工業高等専門学校<br>教授              |
| 4  | 原田 洋 <sup>はらだ ひろし</sup>    | 1  | 東北税理士会鶴岡支部<br>前支部長            |
| 5  | 小野寺 茂 <sup>おのでら しげる</sup>  | 2  | 鶴岡市町内会連合会<br>副会長              |
| 6  | 加藤 勝 <sup>かとう まさる</sup>    | 2  | 鶴岡市自治振興会連絡協議会<br>鶴岡市三瀬地区自治会会長 |
| 7  | 山木 知也 <sup>やまき ともや</sup>   | 2  | 鶴岡市社会福祉協議会<br>会長              |
| 8  | 斎藤 吉男 <sup>さいとう よしお</sup>  | 2  | 鶴岡商工会議所<br>常議員                |
| 9  | 丸山 絢子 <sup>まるやま あやこ</sup>  | 2  | 鶴岡市総合計画審議会<br>委員              |
| 10 | 高山 千代子 <sup>たかやま ちよこ</sup> | 2  | 藤島地域振興懇談会<br>副会長              |
| 11 | 豊田 初子 <sup>とよだ はつこ</sup>   | 2  | 鶴岡市羽黒町婦人会<br>理事               |
| 12 | 蓮池 昇 <sup>はすいけ のぼる</sup>   | 2  | 櫛引区長会<br>理事                   |
| 13 | 阿部 馨 <sup>あべ かおる</sup>     | 2  | 朝日地域自治会連絡協議会<br>副会長           |
| 14 | 榎本 正志 <sup>えのもと まさし</sup>  | 2  | 温海地域自治会長会<br>副会長              |
| 15 | 芳賀 修一 <sup>はが しゅういち</sup>  | 2  | 三川町町内会長連絡協議会<br>会長            |
| 16 | 大瀧 由希 <sup>おおたき ゆき</sup>   | 2  | 公募委員                          |
| 17 | 三浦 明弓 <sup>みうら あけみ</sup>   | 2  | 公募委員                          |

※区分1は学識経験者、2は使用者代表

## ○鶴岡市上下水道事業経営審議会条例

平成28年3月24日条例第21号

(設置)

**第1条** 水道事業（鶴岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年鶴岡市条例第246号）第1条第1項の水道事業をいう。以下同じ。）及び下水道事業（同条第2項の下水道事業をいう。以下同じ。）の円滑な経営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鶴岡市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の経営に関する事項を調査審議する。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 水道の利用者
- (3) 公共下水道、集落排水処理施設又は浄化槽（市が設置したものに限り。）の利用者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

(鶴岡市水道事業経営審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 鶴岡市水道事業経営審議会条例（平成18年鶴岡市条例第10号）

(2) 鶴岡市下水道使用料等審議会条例（平成19年鶴岡市条例第26号）